資料2－1

# 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用特措法）の概要

日米安全保障協議委員会「2＋2」返還に関する大きな方針を合意

## 1 特定駐留軍用地の指定（公共用地の先行取得）

（内閣府）

**返還後の計画的な開発整備に向けた公共用地の先行取得**

◇ 日米安全保障協議委員会等の返還合意後、内閣総理大臣が「特定駐留軍用地」を指定
（要件：5ha以上、公有地割合20%未満等）

◇「特定駐留軍用地」について、県・市町村が返還後に実施を予定する「特定事業の見通し」を策定

◇ 土地の譲渡の届出、買取り希望の申出に基づき、県・市町村が買取り協議

※ 譲渡所得について5,000万円の特別控除

## 2 駐留軍用地への立入りのあっせん

（防衛省・外務省）

**駐留軍用地への立入りのあっせん**

◇ 日米安全保障協議委員会等の返還合意後、知事・市町村長から調査・測量の実施のあっせん申請を受けた場合、国はあっせんを実施（義務）

日米合同委員会 移設条件等の詳細を合意

## 3 拠点返還地の指定と、国の取組方針の策定

（内閣府）

**広域的な見地から拠点となる返還地の指定と、国が実施すべき事項の策定**

◇ 日米合同委員会の返還合意後、内閣総理大臣が「拠点返還地」を指定（要件：5ha以上）

◇ 200ha以上の拠点返還地：「国の取組方針」として国が実施すべき事項を策定
200ha未満の拠点返還地：跡地利用推進協議会における協議により国の取組方針を策定可

## 4 支障除去措置

（防衛省）

**土壌汚染・不発弾等の支障除去措置**

◇ 日米合同委員会の返還合意後、国は返還実施計画を定め、当該計画に基づき土地所有者へ引き渡す前に、跡地を利用する上で支障となるものを除去（駐留軍の行為に起因するものに限らず）

返還

## 5 給付金の支給

（防衛省）

**所有者の負担軽減のための給付金の支給**

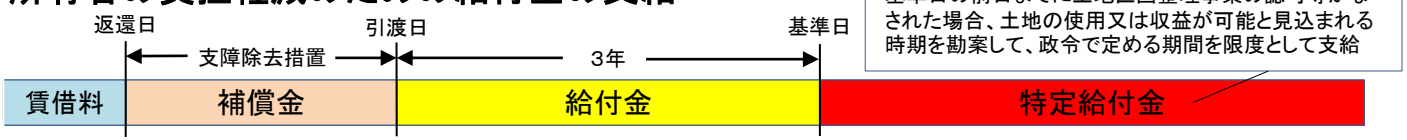


## 跡地利用推進協議会の設置 （内閣府）

**跡地利用の推進に関する施策について「駐留軍用地跡地利用推進協議会」で協議**

◇ 沖縄担当大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等で組織

※ 旧沖縄振興特措法第7章と旧返還特措法（沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律）の二法に分かれていた跡地に関する規定を一元化・拡充し、題名を改正。 平成24年4月1日施行（平成34年3月31日限りで失効）